

第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画策定のための
ニーズ把握調査について

砂川市子ども・子育て会議

◎第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画策定について

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本方針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」）に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされている。砂川市においても、本市の子ども・子育て支援の総合的な計画として令和2年度から5年間の砂川市子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和6年度が計画期間の終期であることから、令和7年度からの第3期の支援事業計画を策定する。

2. 砂川市子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく策定義務計画で、保育園等の提供体制及び地域子ども・子育て支援事業（13事業）の提供体制について、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて「量の見込み」（需要）を設定し、利用定員の整備目標を「確保方策」（供給）として計画する。

※子ども・子育て支援法に基づく13事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診事業
- ④ 乳幼児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 時間外保育事業（延長保育）
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

3. 計画の位置づけ

本計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく策定任意計画である「砂川市次世代育成支援地域行動計画」を包含した一体的な計画として策定し、砂川市総合計画を上位計画とし、福祉や母子保健、教育などの関連計画と整合性を図った計画とする。

4. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

5. ニーズ把握調査とは

子ども・子育て支援法に基づき策定される子ども・子育て支援事業計画については、教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっており、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うとされていることから、ニーズ把握調査を実施する。

6. 計画策定までのスケジュールについて

令和5年度スケジュール

	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月
ニーズ調査委託業者の選定												
住民ニーズ等の調査、集計及び分析 (調査票設計)												
住民ニーズ等の調査、集計及び分析 (印刷・発送・回収)												
住民ニーズ等の調査、集計及び分析 (報告書作成)												
計画策定推進委員会、ワーキンググループ											●	
子ども・子育て会議											●	

令和6年度スケジュール

	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月
計画素案の検討												
関係施設等への意向調査												
計画(案)の公表とパブリックコメント												
パブリックコメント回答												
計画書取りまとめ、補修正												
計画策定推進委員会、ワーキンググループ		●		●							●	
子ども・子育て会議		●		●							●	完成

◎ニーズ把握調査の実施について

1. 調査の目的

第3期の「砂川市子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎資料として、対象となる子どもの保護者の就労状況や、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施

2. 調査対象

令和6年2月1日時点での砂川市住民基本台帳に登録されている就学前児童・小学生児童が属する世帯。各調査カテゴリーで複数の児童がいる世帯については、一番下の児童を対象とする。

参考：調査対象世帯数

就学前児童 390世帯（前回調査対象 473世帯）

小学生児童 424世帯（前回調査対象 527世帯）

3. 調査方法

配布：郵送による配付

回答：郵送による回答もしくは Web 回答のいずれかを選択

4. 調査期間

令和6年2月26日（月）～令和6年3月11日（月）

※参考：前回調査回収率

就学前児童：67.0%（回収数 315）

小学生児童：66.7%（回収数 350）

新設した設問（就学前児童のいる世帯）

ページ	問番号	設問内容	備考
14 ページ	問 30	義務教育学校新設後の学童保育所の利用希望について	義務教育学校新設後の学童保育所のニーズ把握のため
	問 30-1	中央学童保育所を希望する理由	
	問 30-2	北地区学童保育所を希望する理由	
15 ページ	問 31	妊娠中に困ったことやつらかったことについて	妊娠期におけるニーズ把握のため
18 ページ	問 37	ヤングケアラーの認知度について	ヤングケアラーの実態把握のため
	問 37-1	周囲にヤングケアラー（と思われる人）がいるか	
19 ページ	問 37-2	ヤングケアラー（と思われる人）は学生か	
	問 37-3	周囲にヤングケアラー（と思われる人）がケアしているのはどのような人か	
	問 38	お子さんが特別な支援を要する場合の相談先	特別な支援を要する場合のニーズ把握のため
	問 38-1	お子さんが特別な支援を要する場合、どのような支援を望むか【自由記載】	

新設した設問（小学生のいる世帯）

ページ	問番号	設問内容	備考
8 ページ	問 14	義務教育学校新設後の学童保育所の利用希望について	義務教育学校新設後の学童保育所のニーズ把握のため
	問 14-1	中央学童保育所を希望する理由	
9 ページ	問 14-2	北地区学童保育所を希望する理由	
13 ページ	問 22	ヤングケアラーの認知度について	ヤングケアラーの実態把握のため
	問 22-1	周囲にヤングケアラー（と思われる人）がいるか	
14 ページ	問 22-2	ヤングケアラー（と思われる人）は学生か	
	問 22-3	周囲にヤングケアラー（と思われる人）がケアしているのはどのような人か	
	問 23	お子さんが特別な支援を要する場合の相談先	特別な支援を要する場合のニーズ把握のため
15 ページ	問 23-1	お子さんが特別な支援を要する場合、どのような支援を望むか【自由記載】	

その他変更点

- ・ 文言の整理
- ・ 設問内容及び選択肢の簡略化